

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K04111

研究課題名(和文)離婚母子家庭の子どもと、別れて暮らす父親との面会交流に関する心理学的縦断研究

研究課題名(英文)Child growth and paternal involvement after divorce: A longitudinal study

研究代表者

堀田 香織 (HOTTA, KAORI)

埼玉大学・教育学部・教授

研究者番号：10251430

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では別れて暮らす父親の関わり、両親の協力、家族システムと子どもの成長について心理学的調査を行った。10年前に比べて父子面会交流実施は増加し、母親の意識の変化もうかがわれたものの、子どもの意思確認は十分とは言えず、真に子どもためになる面会交流実現の重要性が示された。さらに、17年後の追跡インタビュー調査により、母子が密着しやすい学童期や、子どもの反抗が顕著になる思春期に、両親同盟がづくりにくく、いずれか一方の親を価値下げするような家族システムが生ずるが、子どもの成長とともに、父子サブシステムが徐々に独立していくことが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、10年後の質問紙調査により、真に子どもためになる面会交流の実現のために、子どもの意思確認の促進、母親の面会交流ストレス軽減のための支援、父親が面会交流を回避しないための支援が必要であることが示された。さらに、17年後の追跡インタビュー調査により、特に、発達障害傾向や不登校など、配慮を要する子どもが母子家庭において育つ場合、各発達段階に特有の問題があることが分かり、発達段階に応じた理解と支援の必要性が示された。これらは、今後の母子家庭支援・父子面会交流支援の一助となりうると考えている。

研究成果の概要(英文)：The study investigates paternal involvement with children, co-parenting, and the family system after divorce. Result showed that the percentage of nonresidential paternal visitation with children increased compared with the tendency ten years ago. However, confirmation of children's desire regarding whether they desire to meet their father is not often considered. The important issues are deemed to be continuing efforts to verify whether such visitations are truly carried out for the benefit of the child. The result of follow-up interviews with single mothers after 17 years since the first study contrasted the early stage when the mother and child are closely attached and another stage at puberty when children are likely to rebel against their mothers. At both stages, the family system tends to devalue the other parent because of insufficient parenting alliance. Moreover, after becoming young adults, the father-child subsystem seems to be independent from the mother-child subsystem.

研究分野：臨床心理学

キーワード：母子家庭 面会交流 離婚

1. 研究開始当初の背景

(1) 離婚をめぐる我が国の状況

平成 26 年度厚生労働省の人口動態統計によると、増加の続いていた離婚件数は平成 15 年をピークにして、おおむね減少しているものの、平成 25 年にはまだ 23 万組もの夫婦が離婚している。そのうちの 58%が親権を行わなければならない子どものある夫婦である。その中で、妻が親権をもつ離婚件数は約 8 割である。また、平成 23 年度全国母子世帯等調査によれば、母子世帯になった時の母の平均年齢は 33 歳で、末子の年齢は 4.5 歳となっている。小さな子どもを養育する離婚家庭の多くが離婚後母子家庭となり、父親と子どもが別れて暮らすこととなるのがうかがわれる。

離婚の種類としては、協議離婚と裁判離婚に分けられ、およそ 87%が協議離婚、残る 13%が裁判離婚となっている。そして裁判離婚は平成 15 年度以降増加し続けている。紛争の内容には、親権争い、および養育費・面会交流の在り方が含まれる。棚村(2011)の調査によれば、面会交流に関する審判事件・調停事件はともに増加の一途をたどっている。家庭裁判所では夫と妻とどちらが親権を持ち、どのような面会交流が設定されるのが、子どもの福祉にとって良いのか判断を下さねばならない。

(2) 国内外の先行研究

離婚先進国と呼ばれる米国においては、1970 年代までは離婚後の子どもの監護は母性優先原則に基づいていた。つまり、子どもの養育にとって母親、母性こそが重要であるという考えに基づいて、母親に単独監護権が与えられることが多かった。しかしその後、Wallerstein & Kelly(1980)の縦断研究を踏まえて、両親が離婚した後の子どもと両親との頻繁かつ継続的な接触の重要性、特に父親と良い関係を継続することの子どもの精神的健康にとっての決定的な重要性が社会的に認められることとなった(棚瀬 2007)。Wallerstein ら(2008)はその後も、父親と子どもの多様な交流のタイプを比較検討し、どのような要因が父子関係を成功させるか検討している。また、Swiss & Bourdais (2009)は父親の収入といった経済的要因、それまでの夫婦の関係、現在の状況によって、父子面会交流の量と質が左右されるとしているし、Trinder(2008)は母親が父親の能力をどう認識するかといった母親の存在に着目している。

わが国でも以前は、両親間葛藤が高い場合、離婚後子どもが別れて暮らす父親との面会交流を行うことは、両親間の葛藤を再燃させるとともに、子どもを両親の狭間に立たせるような状況を起こしかねず、子どもの情緒に悪影響を及ぼすという考え方があった。しかし近年では、子どもの心理的発達にとって、別れて暮らす父親との交流の重要性が指摘されるようになり、かつ、子育てに積極的に関わろうとする父親も増え、離婚後も子どもとの面会交流を望む声が強くなった(小嶋勇 2011)。平成 24 年施行された改正民法第 766 条は、離婚の際に取り決める、離婚後の子どもとの面会交流や子の監護の在り方について、子の利益を優先して考慮しなければならないことを明文化している。この改正により、子どもの面会交流や子どもの監護の在り方が、離婚調停の場で、夫婦の条件闘争の駆け引きにされることが抑制された。一方で、これにより、調停離婚の際に、母親の意に反して、父親と子どもとの面会交流が認められることも現実のものとなっており、面会交流をめぐるトラブルや母親のストレスなどの新たな問題を生じている。

父子面会交流について、わが国では、シングルマザーの自助団体である「しんぐるまざあず・ふぉーむ」による実態調査(2006)、全国女性シェルターネットによる実態調査(2010)などが行われている。また、堀田(2009)は離婚母子家庭で育った青年の回顧法によるインタビューにより、親の離婚の意味づけ、離婚原因の認識、父親との関わりの選択権の有無といった要因が父子関係を実りあるものにするか否かを左右することを見出した。また、棚瀬(2007)は父子面会交流を支援する民間団体(家庭問題情報センター Family Problems Information Center :FRIC)の相談員への聞き取り調査を行い、面会交流に関する課題を明らかにしている。しかし、わが国では社会状況の変化や取り組みの変遷の中であって、長期的な離婚後の父子交流についての縦断調査はまだ行われておらず、母子家庭で育つ子どもと、別れて暮らす父親との関わりについての研究は十分とは言えない。

2. 研究の目的

離婚母子家庭の子どもと父親との関わりについて、長期的に見て父親の存在・機能が子どもの心理的成長、両親の子育て機能、家族システムにどのような影響を及ぼすかを検討する。子どもの福祉に主眼を置き、子どもの心理的成長にとって有効な父子面会交流の在り方と、支援について提言することを目的とした研究である。

3. 研究の方法

(1) シングルマザーを対象とした 10 年後のアンケート調査

2010 年に実施された、面会交流・養育費・共同親権制度についてのアンケート調査(NPO しんぐるまざあず・ふぉーむ・NPO 全国シェルターネット 2010)の中の面会交流についての項目に、新たな項目を追加し、アンケート調査を行い、2010 年発表の上記調査から 10 年たった、母子家庭の母親たちの面会交流についての意識と、実態を調査した。

調査対象: 母子家庭の二つの団体に所属する母親 256 名

調査項目: 母親の状況(年齢、就労状況、同居家族、離婚/別居時期)、面会交流決定までのプロセス(離婚前の父親の子どもへの関わり、離婚の仕方、現在の父親の状況、子どもへの意見

聴取の有無等) その後の父親の関わり(養育費の支払い状況、再婚状況) 父子面会交流の実態(内容、頻度等) 母親側の意識(面会交流実施しているシングルマザーに、「面会交流は子供の成長に役立っていると思うか」面会交流実施の有無にかかわらず全員に、「面会交流は必要か」、「面会交流実施の問題点」、「面会交流で実現できること」)である。

調査時期：2017年10月～12月

(2) シングルマザーを対象とした追跡インタビュー調査

2003年インタビュー調査(堀田 2003)の協力者である母子家庭の母親の中から、特に2003年当時、配慮を要する児童を養育していた母親を対象に、追跡インタビュー調査を行い、配慮を要する子どもの学童期から青年期に至るまでの成長、母子家庭における子育て、別れて暮らす父親を含む家族システムの変容を縦断的に明らかにすることを目指した。

調査対象：2003年当時配慮を要する児童を養育していた母子家庭の母親5名

調査項目：第1回調査では「母子家庭になってから今日までの母子家庭での子育てを振り返って、お子さんの様子や親子の関わりの変化、その時々のお気持ちなどを語ってください」。第2回調査ではその後について同様の質問を行うとともに、第1回調査で得られた結果をもとに、各々追加的質問を行った。

調査時期：第1回調査 2002年4月～2003年3月 1回1時間～1時間半、隔週で4回

第2回調査 2019年6月～2020年2月 1回1時間～1時間半の面接を1回実施。

(3) 親の離婚を経験した青年の事例研究

親の離婚を体験した大学生を対象とする回顧法インタビュー

調査対象：親の離婚を体験した後、父親との関わりを断続的に続け、その関わりをポジティブに受け止めている男子大学生

調査項目：親の離婚を経験してから今日までの自分と父親を含めた家族との関わりについて

調査時期：2015年

臨床事例研究

事例：不登校を主訴とするカウンセリング事例

時期：2016年まで

4. 研究成果

(1) シングルマザーを対象とした 10年後のアンケート調査

面会交流実施割合

39.5%の回答者が父子面会交流を実施し、59.8%が実施しておらず、実施していない回答者が実施している回答者を上回る結果であった。所属している団体が異なるので直接の比較はできないが、参考のために比較すると、2010年調査(NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、NPO法人全国女性シェルターネット 2010)の結果(「面会交流実施」23%、「実施していない」70%)と比べて、面会交流実施の割合は増加していた。

子どもの意思確認の割合

2011年民法改正により面会交流は「子の利益を最優先に考慮すべき」とされたが、今回の調査では面会交流について子どもの意思確認を行ったのは離婚/別居の場合 22.4%に過ぎなかった。子どもの意思確認の重要性についての認識を深めることが必要であろう。

母親の意識 面会交流は子供の成長に役立っているか

面会交流を実施している母親に、面会交流が子どもの成長に役に立っていると思うかどうかを尋ねたところ、役に立っていると答えた回答者が57.4%で、役に立っていないと答えた39.6%を上回った。

母親の意識 面会交流は必要か

面会交流を実施しているか否かに関わらず、全回答者を対象に、父子面会交流が子どもにとって必要だと思うかどうかを尋ねたところ、調査時点で43.0%が必要と回答した一方、50.8%が必要ないと回答しており、否定が肯定を上回る結果となった。

母親が子どもにとって面会交流が必要であると認識しながらも、面会交流に至っていない回答者が全体の17.6%おり、その逆のパターン、つまり面会交流が子どもにとって必要ないと認識しながらも、面会交流を実施しているという回答者13.3%を上回った。父親が父子面会交流しない、もしくは、できない要因の分析が求められる。

母親の意識 面会交流実施上の問題点

最も多くの母親が面会交流実施上の問題点として挙げているのは「面会交流について父親と連絡を取り合うストレス」で、4割を超える母親が挙げている。本調査では、面会交流を支援する第3者機関を利用しない理由も尋ねているが、「面会交流を支援する第3者機関を知らないから」という回答者、「経済的負担のために利用できない」という回答者がともに2割近くおり、「自分の住む地域にないから利用できない」という回答者が約4%いた。面会交流を行う際に母親にストレスがかからないような支援をどこでも誰でも受けられる体制が整うことが望まれる。

また、その次に問題として挙げたのは「面会交流を行った後、子どもが不安定になる、もしくははなりそうである」「子どもに父親からの悪影響がある」であった。面会交流後、むしろ子ど

もが不安定になるという事態を考えると、真に子どものための面会交流になっているかどうかを検証し続ける調査研究が今後も不可欠である。そして、子どもが安定して行える面会交流であるために何が必要かを分析することが重要であろう。

母親の意識 面会交流で実現できていること

最も多くの母親が面会交流で実現できていると答えたのは、「父親が子どもを大切に思っていることが子どもに伝わる」、次いで「父親が父親としての自覚を持ち、義務を果たす」であった。（堀田 2019 埼玉大学紀要掲載）

(2) シングルマザーを対象とした17年後の追跡インタビュー調査

子どもの成長とともに小学校卒業までには多動傾向が消失し、子どもの独立に至ったという語り、不登校後も思春期・青年期に至るまで、幾多の苦難を乗り越え、子どもが独立に至ったという語り、中学以降の学校生活や卒業後の社会生活でも問題を抱え、子どもが独立に至っていないという語りという3つのタイプの語りが得られた。父親からの子どもの問題への関わりについては関わりが継続された場合、関わりが途中で途絶えた場合、関わりが全くなかった場合が見られた。これらの語りから得られた結果は以下のとおりである。

配慮を要する子どもを養育する母子家庭における問題

子どものタイプにかかわらず、学童期までは子どもをめぐる問題による学校との関わりが多く、母子家庭で子どもを育てることの重圧を感じていたが、小学校卒業後母子家庭であることの重圧は減る傾向にある。卒業を機に学校との関係が薄くなること、経済的余裕ができること、育児負担が軽減することなどが理由と考えられる。一方で、思春期に入ると、問題を抱える子どもを、母親が一人で、いかにコントロールするかという課題が浮上する。問題を抱える子どもを母親がコントロールしようとする一方で、母親の力と思春期の子どもの力が拮抗しやすいからである。母親と別れて暮らす父親との間の両親連合が形成されにくく、子どもの問題とそれへの対応をめぐる齟齬を生じ、それが母親のストレスになることもある。このことは、父親の関わりが密な家庭の母親によってより強く意識されていた。

父親をめぐる家族システム

父子面会交流を密に継続した事例では、子どもの問題をめぐって学校対応の矢面に立たされる母親と、距離をとっている父親、また、子どもの言動を統制しようとする母親と、少ない面会交流の機会に友好的な父子関係を取り結ぶために子どもの言動を統制せずに自由にさせようとする父親との間で葛藤を生じやすい。学童期には母子が母子連合をつくり、父親の価値下げが生じる一方で、思春期に入ると、子どもから同居親への反発と同時に、別居親の理想化と母親の価値下げが生ずるケースが見られた。そして、高校・大学時代になると、現実的な問題から父親を評価したり、離婚の原因を見直したりするようになり、父子サブシステムは徐々に独立するというプロセスが浮かび上がった。

（堀田 2020 発表予定）

(3) 親の離婚を経験した青年の事例研究

親の離婚を体験した大学生を対象とする回顧法インタビュー

両親の離婚を体験し父親と別れて暮らしている20代の息子へのインタビューをもとに、父子面会交流が息子に良い影響を与えているケースについて考察した。発達的に見ると、学童期までは、父子交流を継続することは、離婚しても父親であり続けてくれることの証として体験されていた。思春期に入ると部活やアルバイトで父子の関わりは少なくなるが、その後、母親からの心理的自立が進むと、父親との関わりは再び多くなり、母子関係とは別に父子関係を深めていた。

父子面会交流の中で実現できたこととして、「母親から受け継いだ父親の否定的イメージの見直し」、「母親の客観的評価のし直し」、「離婚の原因の客観的認識」、「離婚家庭の子どもというアイデンティティの捉え直し」が挙げられる。また、父親と離れて暮らしていたから実現できたこととして、「母親とは異なる父親の行動・価値観の持つ新規性への興味関心」、「離れて暮らしているからこそ維持される父親の肯定的イメージ」、「短い時間だからこそ拡大化される父親の存在感」が挙げられた。

性役割の観点からみると、父親の父性性は時に恐ろしく感じられることもあり、父息子との間に受容的母性的な愛着関係が形成されて始めて父性的な関わりが有効に機能すると考えられた。また、同居している母親が担う役割に対して相補的な機能を担う傾向が見られた。家族システムの観点から見ると、思春期において、別れて暮らす父親との間に心理的葛藤が生じにくく、反抗の対象は母親になることが多かった。離婚母子家庭と父親の家族システムでは、父息子関係が良好な場合、父息子連合が、母親の難しさを共有し、子どもに母親理解を促し、母親との距離をとり独立することを促すというプロセスが見いだされた。父親は離れているがゆえに理想的な男性像として、同時に、離婚という失敗から立ち直る男性像として機能しており、離婚家庭においても、息子は父親に同一化しながら男性役割を形成することが分かった。

臨床事例研究

不登校などの臨床事例では、別れて暮らす父親と会うことを希望しても、父親側がそれを拒否して会えないこと、あるいは、一旦開始された面会交流が父親側の理由で途切れることで、子どもを傷つけ、子どもの心理的成長に悪影響を及ぼすケースが圧倒的に多い。子どもが離婚にまつわる心理的問題を未解決のまま封印することで負担になっていること、離婚をめぐる子どもが

ら母親への怒りと、母親から子どもへの罪悪感が表現されないまま内に秘められ、問題解決を妨げていることが推察された。臨床現場で離婚体験が語られ、気持ちの整理がなされることが肝要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 堀田香織	4. 巻 68(1)
2. 論文標題 別れて暮らす父親と子どもとの面会交流実態調査：母子家庭の母親へのアンケート調査から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 埼玉大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 145-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24561/00018515	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 堀田香織・中田明香
2. 発表標題 配慮を要する児童を育てる母子家庭の17年後の追跡調 - 母子家庭の母子と別れて暮らす父親の家族システムの変容 -
3. 学会等名 日本心理臨床学会第39回大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考